

準 抗 告 申 立 書

平成 年 月 日

福岡地方裁判所 御中

被 疑 者 △ △ △ △

弁 護 人 ☆ ☆ ☆ ☆

上記被疑者に対する窃盗被疑事件について，平成〇年〇月〇日，福岡地方裁判所
裁判官〇〇〇〇がした勾留の裁判に対し，以下のとおり準抗告を申し立てる。

第 1 申立の趣旨

原裁判を取消し，検察官の勾留請求を却下する
との決定を求める。

第 2 申立の理由

原裁判は，刑訴法60条1項2号ないし3号の事由があるとして，被疑者の
勾留を認めたものであるが，以下のとおり，被疑者には，刑訴法60条1項各
要件はいずれも存在しておらず，被疑者に対する勾留を認めた本件決定は違法
である。

1 罪証隠滅を疑う相当の理由はない

- ・被疑者には前科がない。
- ・また，被疑者は事件関係者に接触しない旨誓約している（添付資料：誓約書）
- ・本件では，被疑者が窃取した清酒等3点は捜査機関の手にあり，また，清酒

等からは被疑者の指紋も採取済である。さらに、被害店店主から被害届が出されており、犯行についての物的証拠、第三者の供述調書等が存在する。

- ・ 被疑者は、逮捕当初から一貫して犯行を認めており、自白調書が作成済みである。
- ・ 本件は、組織犯罪ではなく、単独犯であり、犯行時に同伴者もいないことから、口裏合わせのおそれはない。
- ・ 本件は、清酒等3点（税込販売価格合計1540円）を窃取した、いわゆる万引事案であり、軽微で比較的軽い処分が見込まれている。

2 逃亡を疑う相当な理由はない

- ・ 被疑者は約○年、○○業を営んでおり、定職を有している。
- ・ 前記1のとおり、本件は事案軽微で比較的軽い処分が見込まれることから、逃亡する可能性は皆無である。
- ・ 組織的背景がなく、組織力を利用して身を隠せる状況にもない。

3 勾留の必要性もないこと

- ・ 被疑者が全面的に捜査に協力する意思を有している（添付資料：誓約書）。
- ・ 被疑者は他に余罪もなく、今後なされると予想される捜査としては在宅でも十分に足りる。

4 結語

以上より、原裁判は取り消され、被疑者に対する勾留請求は却下されなければならない。

以上

添付資料

誓約書